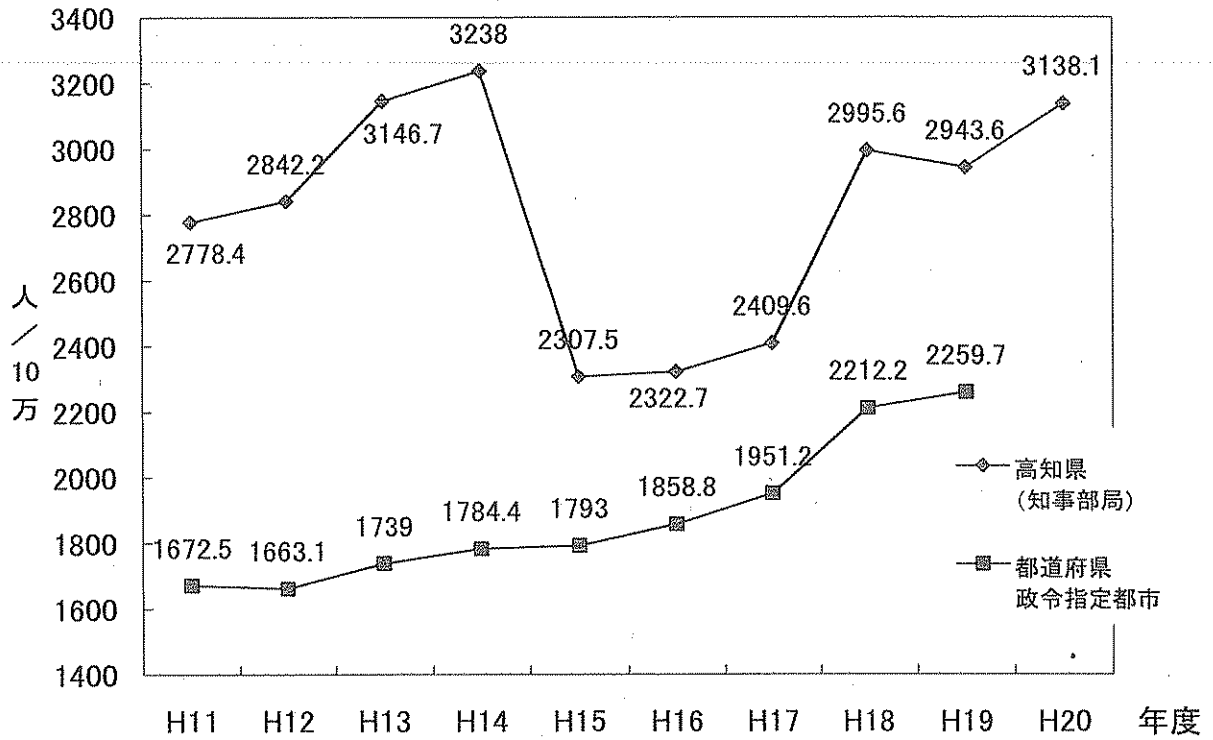
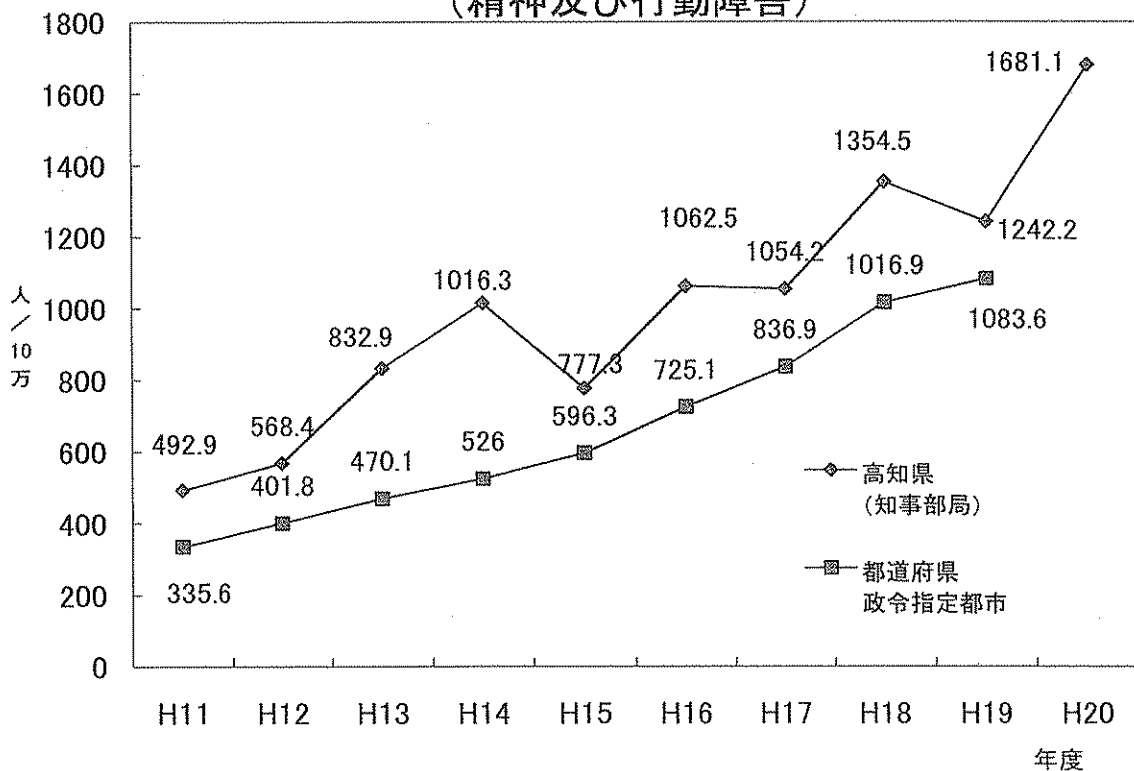


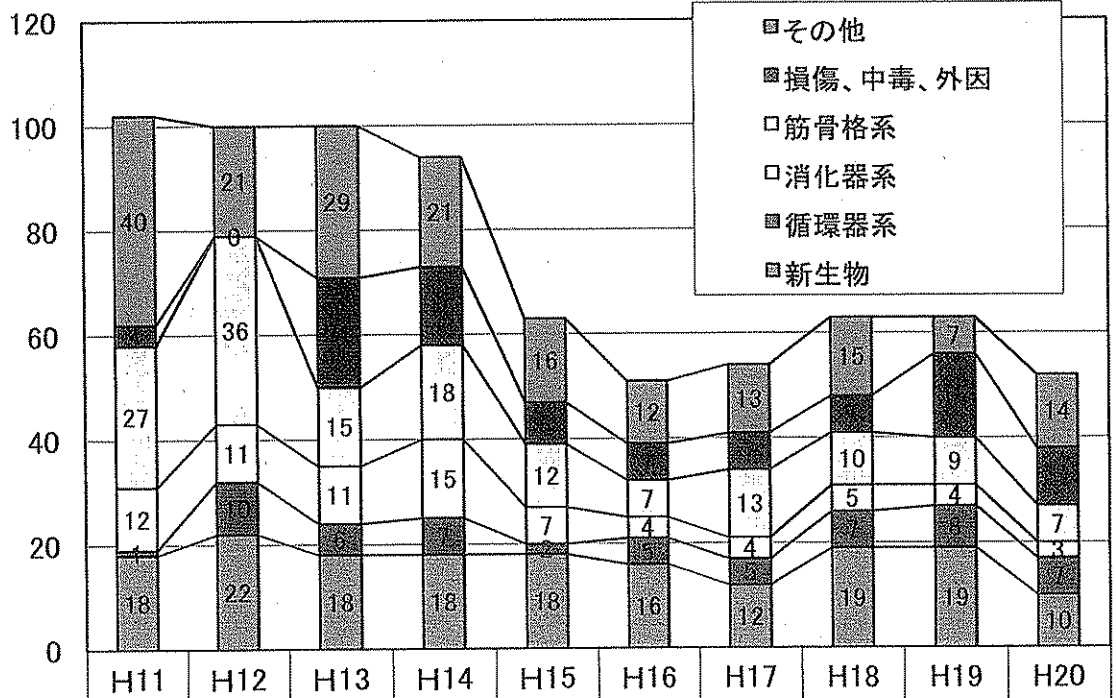
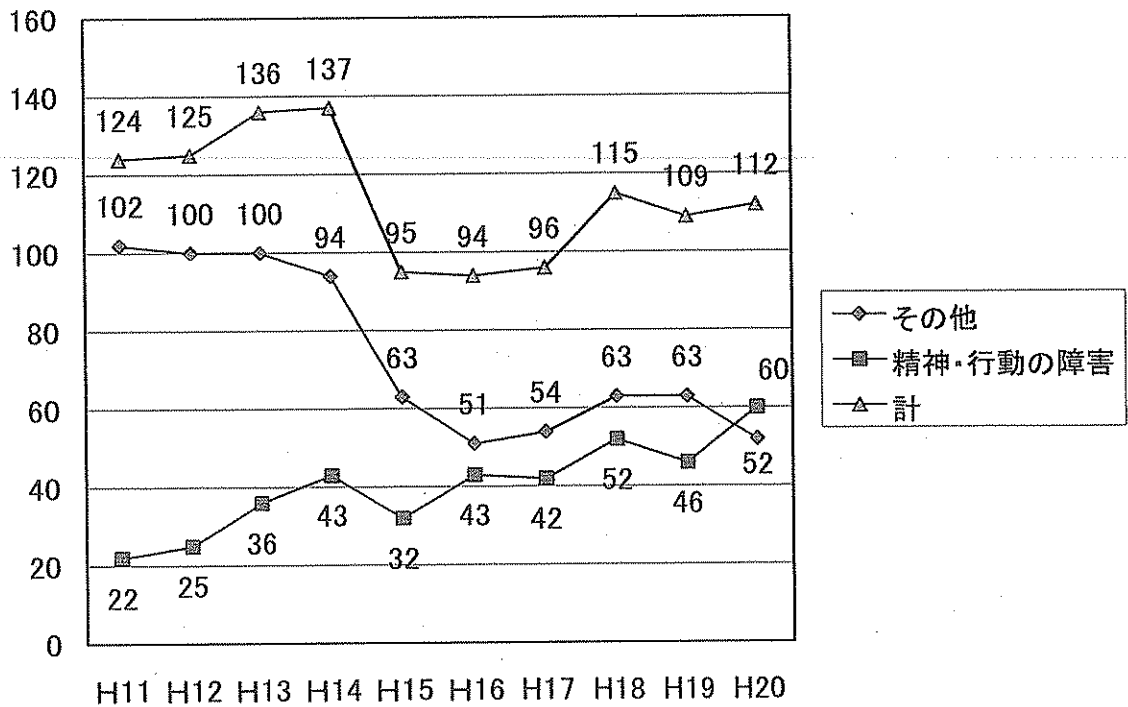
職員10万人当たり長期(1ヶ月以上)病休者率(10万人率)の推移



職員10万人当たりの長期病休者率の推移(精神及び行動障害)



人 長期病休者状況(年次別)



■その他	40	21	29	21	16	12	13	15	7	14
■損傷、中毒、外因	4	0	21	15	8	7	7	7	16	11
□筋骨格系	27	36	15	18	12	7	13	10	9	7
□消化器系	12	11	11	15	7	4	4	5	4	3
■循環器系	1	10	6	7	2	5	5	7	8	7
■新生物	18	22	18	18	18	16	12	19	19	10

メンタルヘルス対策年度別推移

H21.9月末

区分		H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
相談	専門医相談 (精神科医)	実数 33	19	24	27	31	38	27	33	31	29	11
		延数 209	171	42	41	44	62	42	48	65	55	15
	体制	週1回	週1回 専門相談に 含まれる	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
職員厚生課 (産業医・保健師)	実数			5	4	14	7	13	20	18	28	16
	延数			22	12	55	39	56	96	59	56	38
	体制		月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月3回	月3回	週1回	週1回	週1回
総計	実数	33	19	29	31	45	10	48	68	83	122	100
	延数	209	171	64	53	99	120	270	491	519	701	355
実施回数								9	12	14	12	9
実人員								8	10	8	7	9
事業			カウンセリング相談開始	専門医相談 精神保健福祉センター所長から民間精神科医へ交替		第1回 心の健康診断実施	職場復帰支援 制度開始 (H17.1.1)		第2回 心の健康診断実施	心の健康診断フォローアップ 事業 管理監督者のマネジメント 能力を高める研修 ・職場改善への助言、支援 ・メンタルヘルス啓発(メンタルヘルス アップ便り)	心の健康診断フォローアップ 事業 管理監督者・中間管理者 のマネジメント能力向上研修 ・ピアサポーター養成事業 ・専門相談員による心とからだの健康相談	心の健康診断フォローアップ 事業 中間管理者のマネジメント 能力向上研修 ・ピアサポーター養成事業 ・専門相談員による心とからだの健康相談
						一般職員研修	管理監督者研修 一般職員研修 (中央地区)	管理監督者研修 班長・チーム研修	管理監督者研修 メンタルヘルス段階別研修 基礎研修 班長・チーム研修 セルフケア研修	メンタルヘルス管理監督者研修 メンタルヘルス基礎研修 メンタルヘルスステップアップ研修 (セルフケア研修)	メンタルヘルス管理監督者研修 メンタルヘルス班長・チーム研修 メンタルヘルス基礎研修 メンタルヘルスセルフケア研修	メンタルヘルス管理監督者研修 メンタルヘルス班長・チーム研修 メンタルヘルス基礎研修 メンタルヘルスセルフケア研修 ・所属長のためのメンタルヘルス対策講座
研修				H13～H15 健康管理推進員 研修(モデル部 局)								
				H13～H15 権多地区所属長、 班長研修(出前相 談)								

この計画は、職員を対象としたすべての健康づくり活動に対して適用します。

職員の心とからだの健康づくり計画

☆ 目的および計画の位置づけ ☆

この計画は、心とからだの健康づくりの基本方針を示し、職員安全衛生管理者(総務部長)のもと、職員、管理監督者、産業医、職員厚生課、人事課、行政管理課等が協力して、組織的、継続的に、職員の心とからだの健康づくりを推進するためのものです。

☆ 目標 ☆

職員一人ひとりが大切にされ、いきいきとやりがいを持って働くことができる職場づくりを目指して、職場環境の改善と職員の心とからだの健康づくりを推進します。

スローガン

「いきいき職場は心とからだの健康から
～「元氣な県庁」へ～」

☆ 目指す姿 ☆

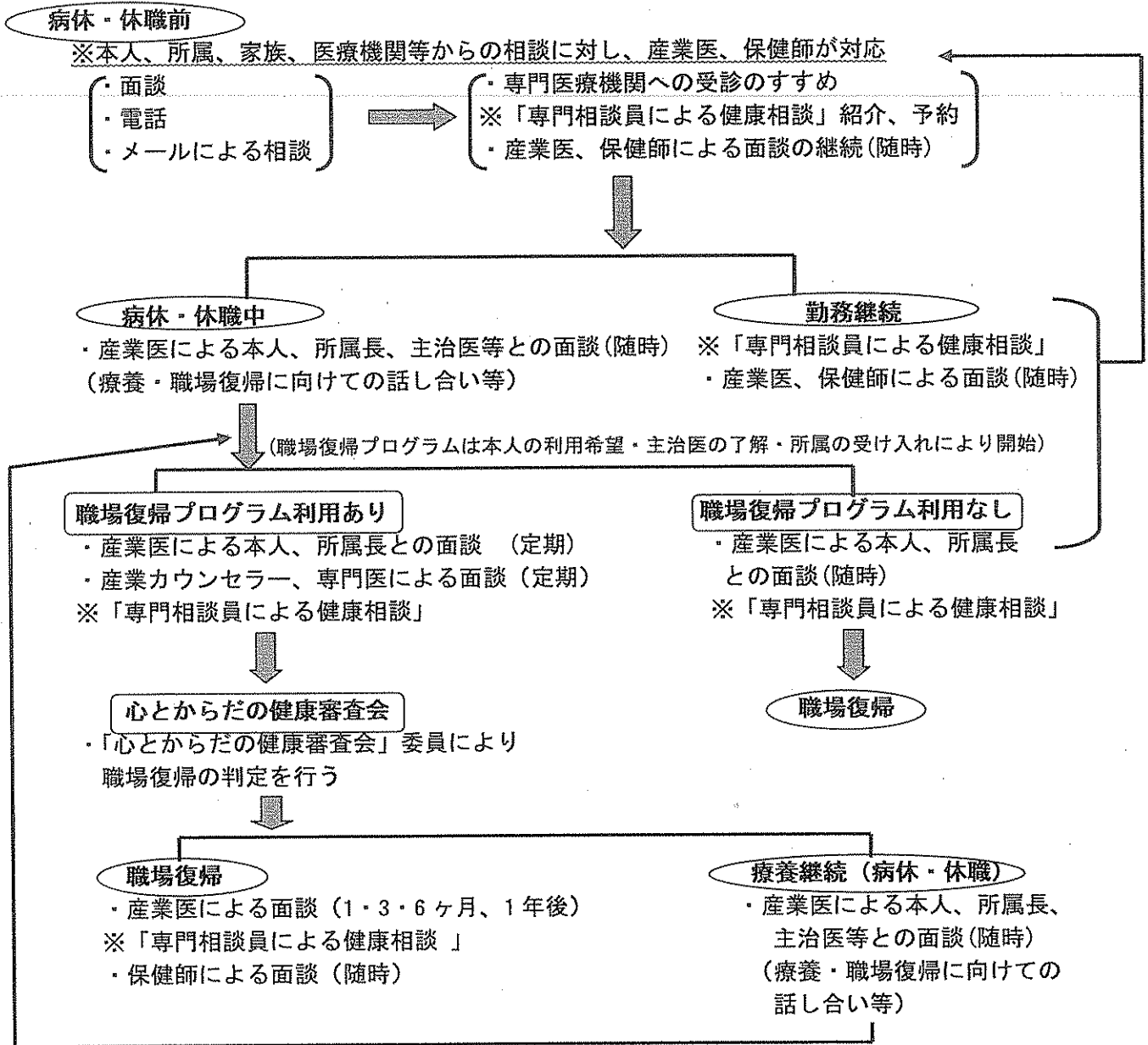
職員一人ひとりの心とからだの健康づくりのために、次のことを目指します。

- 1 職員による健康づくり(セルフケア)の推進
- 2 管理監督者による働きやすい職場環境づくり
- 3 相談体制の充実
- 4 心とからだの健康問題による不調者への支援
- 5 教育・研修及び情報提供
- 6 快適な職場環境づくり
- 7 マニュアル等の作成
- 8 プライバシーへの配慮

☆ 職場における健康づくり ☆

- 1) 職員は、健康づくりの取り組みに積極的に参加し、それぞれの健康状態の維持及び改善に努めます。
管理監督者は産業保健スタッフと協力し、職場における心とからだの健康づくりの取り組みを支援します。
- 2) 職場環境改善のために、職場巡視を実施します。職場巡視において改善が必要な事項については、県・地区・職場の各安全衛生委員会等で審議し、改善に努めます。管理監督者は、職場の環境改善を通じた快適な職場環境の形成に努めます。
- 3) 職員健康推進監は、健康診断の結果、就業上の配慮が必要と判断された場合は、適切な対応に向けて支援します。
また、産業保健スタッフは、健康診断後の保健指導の充実を図り、職員が自己管理できるように支援します。
- 4) 管理監督者は職員が一定以上の時間外勤務を行った場合、過重勤務者健康診断を受診させます。産業医は面接等の結果、就業上の配慮が必要と判断した場合は、適切な対応に向けて支援します。また、職場内で事業の見直しや、効率的・効果的な仕事の仕方について話し合い、時間外勤務の縮減に努めます。
- 5) 管理監督者は職員が傷病によって休暇を取得又は休職する場合は、適切な療養ができるよう支援します。また、職場復帰の際に職員が希望する場合は、産業保健スタッフと連携して、職場復帰支援制度の実施に協力します。
- 6) 妊娠中の職員から妊娠の申し出があった場合は、管理監督者は利用できる制度の説明を行うとともに、職員と話し合いのうえ、職務内容の見直しや軽減等について配慮します。また、妊娠中の職員から母性健康管理指導事項連絡カードの提出があった場合は、管理監督者は産業保健スタッフに相談します。

メンタルヘルス不調者に対する対応



※「専門相談員による健康相談」

- ・ 専門医相談(精神科専門医)

徳平 繁行医師(田辺病院 院長)：第1金曜日 10：00～12：00

山崎 正雄医師(精神保健福祉センター所長)：第3月曜日 13：30～16：30

- ・ カウンセリング相談

宮川 裕子(産業カウンセラー)：毎週火曜日 13：30～15：30